

# 産後ケア事業のご案内

## ～ 出産後のママと赤ちゃんをサポートします ～

指宿市では、出産後に頼れる人がいないママと赤ちゃんをサポートするために、産後ケア事業を実施しています。

### 利用できる方

指宿市に住所がある方で、産後1年未満の母親とその乳児

- ・産後の体の回復に不安がある方
- ・育児について不安等がある方
- ・産後にご家庭からの援助が受けられない方

※医療の必要な方は利用できません。



### ケアの内容

出産した医療機関等を退院後、助産所等で下記のメニューを利用しながらお母さんと子どもの体調に合わせて、助産師などによるケアを受けることができます。



産後ケアの種類		宿泊型	日帰型	訪問型
内容	1. 乳房ケア・授乳指導（抱っこ・授乳・排気のさせ方など） 2. 赤ちゃんのお風呂の入れ方、お世話の仕方などについての相談等			
利用上限		6泊7日	宿泊型・日帰型・訪問型合計で7日	
利用者の負担額	市民税課税世帯 *利用料の10分の3	1日につき 上限 9,900円	上限 5,400円	1,500円
	市民税非課税世帯 *利用料の10分の1	1日につき 上限 3,300円	上限 1,800円	500円
双子の場合の追加料金 *1人につき	市民税課税世帯 *利用料の10分の3	上限 2,700円	上限 1,200円	750円
	市民税非課税世帯 *利用料の10分の1	上限 900円	上限 400円	250円

※生活保護世帯の利用者負担額は無料です。

※上記金額以外にも、個室代、おむつ代、ミルク等、自己負担が生じるものがあります。

※宿泊型の場合、お母さんの食事は、費用に含まれています。

お子さんが離乳食を開始している場合、離乳食の準備をお願いします。

※訪問型の利用時間は2時間以内（双子の場合最高3時間まで）。兄弟児のお世話は出来ません。

## 利用方法

### ① 利用申請

指宿保健センターへ申請書を提出してください。

申請は利用者本人，またはご家族の方が行ってください。



#### 必要書類

- 産後ケア事業利用申請書（窓口，市のホームページから）
- 母子健康手帳

### ② 利用の可否について通知が届きます

### ③ 産後ケアを受ける

### ④ 助産院（宿泊型・日帰り型），助産師（訪問型）へ自己負担分の料金の支払い



## 利用できる施設

施設名	住所	電話番号
鹿児島県助産師会 鹿児島中央助産院	〒890-0008 鹿児島市伊敷6丁目 17-18	099-210-7560
マミィ助産院	〒890-0105 鹿児島市中山町 2598	099-263-5503

☆利用したい施設の見学も可能です。事前にご相談ください。

## 利用の相談・申し込み



利用については，指宿保健センターにお問い合わせください。

電話番号 0993-22-2111（内線 281・282）

直通番号 090-<sup>サニ-サニ- いぶここ</sup>3232-1255

担当 柿元